

令和2年第7回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和2年7月28日（火） 午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎 職員研修所大研修室
- 3 議 件 「令和2年第7回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和2年第7回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	○	17	菊知 亮	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○			
								出席 19名
								欠席 0名
								計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	○
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○			
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○			出席 9名
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○			欠席 0名
								計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長	5	長谷川主査
2	出戸事務局長補佐	4	松本主査		
					計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、 令和2年第7回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。 それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。 では、ただいまから農地部門の議案審議に入ります。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。 会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。 本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は9名であります。 なお、本日の議事録署名委員には、宮岸委員と、米光委員の2名を指名いたします。 ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ、農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、前回の令和2年第6回総会での議決事項に関する 事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和2年第6回総会議決事項事務処理状況について報告 いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請1件については、6月25日付けで 許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、6月26日付けで 石川県知事あてに送付し、7月14日付けで許可書が交付さ れております。</p> <p>非農地証明願1件については、6月25日付けで証明書を 交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金 沢市農用地利用集積計画については、7月1日付けで公告し ております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し て、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て上程いたします。 事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て、ご説明いたします。議案書は1ページです。 今回、安原地区から1件、川北地区から4件、森本地区か ら1件、計6件の申請がありました。 番号1は、打木町の案件で、経営規模拡大のため、所有権</p>

	<p>を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>番号2から番号5までは、大浦町の案件で、農地の贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>番号6は、大場町の案件で、農地の贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、6件で、面積は12,772.00㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、潟津地区、小坂地区、森本地区からそれぞれ1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、須崎町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線蚊爪駅からおおむね300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2-1及び2-2は、小坂町の案件で、所有権の移転を伴う認定こども園への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、2-1が上下水道管の埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ500m以内に病院が2つあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。また、2-2は接道していないため、周辺の農地の広がり10ha未満の農地である第2種農地と判断されますが、第3種農地と併せて転用されることから、許可相当であると判断されます。</p> <p>番号3は、利屋町の案件で、使用貸借権の設定を伴う分家住宅への転用申請です。農地の区分は、農地の広がり10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落農家の分家住宅で、集落に接続して設置されるものであり許可相当であると考えます。</p> <p>以上、3件で、面積は2,197㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、伴委員から調査結果をご報告願います。</p>
<p>伴委員</p>	<p>7月17日、現地調査を行い、申請書のとおりであること</p>

	を確認したので、ご報告いたします。
太平副会長	ありがとうございました。 それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質疑応答後、質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は4ページです。 今回の申請は1件で、申請面積は1,204㎡です。 現地の状況につきましては、7月10日に西野前委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて申請どおり耕作されていることを確認しました。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)

<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。今回、小坂地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、牧町の案件で、中山間地域にある農地が山林化し、農地としての復元が困難であることから、申請があったものです。現況については、7月17日に西野前委員の現地立会いのもと、申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>以上、1件で、面積は1,523㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は6ページから10ページまでです。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1から番号18までの</p>

	<p>3件の申し出がありました。</p> <p>全て契約期間が10年の新規設定であり、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件で、面積は合計49,223㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてご説明いたします。議案書は11ページです。この法律は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置するもので、今回、額地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、四十万町の案件で、市民農園「しじまみんなの畑(第8地区)」を開設するもので、貸付区画数は18区画、面積は合計939㎡です。金沢市と開設者とは貸付協定を締結済みであり、特定農地貸付けの各要件を満たしていると考え</p>

	<p>ます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は12ページから20ページまでです。</p> <p>届出件数は、第4条が7件で、面積は合計2,315㎡、第5条が20件で、面積は合計8,014㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は21ページです。</p>

	届出件数は2件で、解約理由は、所有者変更のためと自作のためが各1件で、面積は合計1,216 m ² です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は22ページから31ページです。 届出件数は11件で、面積は41,956.49 m ² 、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は32ページから44ページです。 権利設定については、32ページから42ページまでの6件で、面積は合計147,637 m ² です。全て新規で、賃貸借権の設定では10年のものが4件、使用貸借権の設定では10年のものが2件です。 権利移転については、43ページから44ページまでの4件で、面積は合計16,962 m ² です。 全て新規賃貸借権の設定後の権利の移転で、残存期間が9年6か月のものが1件、5年6か月のものが3件です。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し

	<p>て、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
<p>小林副会長</p>	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直し、改定するもので、議案書は、1ページから2ページです。</p> <p>改定の主な内容は、遊休農地の発生防止・解消における目標面積と推進方法の変更並びに各数値の更新です。</p> <p>「遊休農地の発生防止・解消における目標面積」は、毎年の利用状況調査の実施により遊休農地面積が増加している現状を踏まえ、令和8年3月の目標を「6.0ha」とし、現在の遊休農地面積6.9haから0.9ha減少させることを目指すこととします。</p> <p>「推進方法の変更」については、「利用意向調査は、農業委員及び推進委員と所有者等との直接面談による意向確認を基本とする。」、「利用状況調査に加え、違反転用の防止・</p>

	<p>早期発見等、農地の適正利用に関する日頃からの現場活動を通じ、遊休農地の発生防止を図る。」、以上の2点を追加・変更しました。</p> <p>このほか、「第2 具体的な数値目標」について、現状と目標それぞれの各数値を更新しました。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないことになっておりますので、まず、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。この件に関して、ご意見ございませんか。</p>
	(意見なし)
小林副会長	<p>特に意見がないようですので、それでは、農業委員の皆様からこの件に関して、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	(意見なし)
小林副会長	<p>特に意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交代いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項にまいります。</p> <p>この件について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)

会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、7月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。